

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|--|--|---|---|
| 別表第1（第3条、第9条関係） | | 別表第1（第3条、第9条関係） | |
| 事務局長専決事項 | 委員会に報告を要するもの（○印） | 事務局長専決事項 | 委員会に報告を要するもの（○印） |
| (1)～(4) (略) | (略) | (1)～(4) (略) | (略) |
| (5) <u>事務局職員</u> の昇給並びに昇格及び降格の決定をすること。 | | (5) <u>事務局職員</u> の昇給及び昇格の決定をすること。 | |
| (6)～(18) (略) | | (6)～(18) (略) | |
| 別表第2（第5条関係） | | 別表第2（第5条関係） | |
| 課長専決事項 | | 課長専決事項 | |
| 人事委員会の権限に属するもの | 事務局長の権限に属するもの | 人事委員会の権限に属するもの | 事務局長の権限に属するもの |
| (1)～(4) (略) | (1)～(7) (略) | (1)～(4) (略) | (1)～(7) (略) |
| (5) <u>個人情報ファイル簿</u> の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 | (7)の2 課長並びに課長相当職の職員及び課長補佐の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア 地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業（以下「部分休業」という。）（課長の5日以上のもを除く。） イ <u>修学部分休業及び高齢者部分休業</u> （課長の5日以上のもを除く。） | (5) <u>個人情報取扱事務</u> の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 | (7)の2 課長並びに課長相当職の職員及び課長補佐の次に掲げるものの承認等を行うこと。 ア 地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業（以下「部分休業」という。）（課長の5日以上のもを除く。） イ 修学部分休業（課長の5日以上のもを除く。） |
| | (8)～(20) (略) | | (8)～(20) (略) |
| 別表第3（第6条関係） | | 別表第3（第6条関係） | |
| 課長補佐専決事項 | | 課長補佐専決事項 | |
| 人事委員会の権限に属するもの | 事務局長の権限に属するもの | 人事委員会の権限に属するもの | 事務局長の権限に属するもの |
| (略) | (1)～(5)の4 (略) | (略) | (1)～(5)の4 (略) |
| | (6) <u>事務局職員</u> （課長補佐以上の者を除く。）の部分休業、 | | (6) <u>事務局職員</u> （課長補佐以上の者を除く。）の部分休業及 |

| | |
|---|---|
| <p>修学部分休業及び高齢者部 分休業の承認等を行うこと。 (7) (略)</p> | <p>び修学部分休業の承認等 を行うこと。 (7) (略)</p> |
|---|---|